

令和7年度第1回愛媛県私立学校審議会の開催について

標記審議会を、次のとおり開催(部分公開)します。

1 開催日時

令和8年3月25日(水曜日) 午後1時30分～

2 開催場所

愛媛県議会議事堂 4階 環境保健福祉委員会室

3 議題

- (1) 高等学校の学科の廃止及び収容定員に係る学則変更認可 [公開]
(2) 高等学校の広域通信制の課程に係る学則変更認可(3件) [公開]
(3) 準学校法人の解散及び各種学校の廃止認可 [非公開]

4 傍聴

- (1) 傍聴者の定員 5人
(2) 傍聴の手続き

- ① 傍聴を希望される方は、令和8年3月24日(火曜日)正午までに、電話又はメール、FAXにより、傍聴を希望する審議会等の名称(愛媛県私立学校審議会)並びに氏名、住所及び連絡先の電話又はメール、FAXの番号を審議会事務局(私学文書課私学・公益法人係)へ連絡してください(1回の申込につき1名のみ可)。
② 傍聴の申込の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
③ 傍聴することができる方には審議会事務局から電話又はメール、FAXによりその旨を連絡します。

5 その他

審議会終了後に、審議の概要をお知らせする予定です。

<問合せ先及び傍聴申込み先(審議会事務局)>

愛媛県 総務部 総務管理局 私学文書課 私学・公益法人係

☎ 089-912-2221 FAX 089-912-2219 ✉ shigaku@pref.ehime.lg.jp 担当: 長野

傍 聴 要 領

愛媛県私立学校審議会

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、3月25日（水曜日）午後1時から1時15分までに、会場（愛媛県議会議事堂4階環境保健福祉委員会室）の受付で氏名及び住所等を記入の上、審議会事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。なお、これらに違反する場合は、退場させられる場合があります。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、審議会事務局の係員の指示に従って下さい。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。